

バス業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	8~9	路線バスに乗務中、途中のバス停に停車しトイレに行ったのち、バスに戻ろうとしたところ階段で転倒して負傷したものである。	52	100 ~ 299
4	11~ 12	営業所から整備工場内への出入り口付近の段差で、食事休憩時間中につまずき左足関節捻挫を負った。	49	300 ~ 499
6	15~ 16	1階事務所にて、翌日の勤務内容を確認後、2階の休憩室へ移動しようと階段を上がった際、4~5段の所で左足を踏み外し、転倒負傷した。	58	100 ~ 299
7	17~18	営業所事務所棟内の階段で、2階休憩所の戸締まりを終え、1階に下りる途中で、1階まで残り4段位の所で足を踏み外し、床面まで滑るように落ちて左足首付近を骨折した。	60	30 ~ 49
7	6~7	会社において、2階から1階へ階段で降りる際、2段目辺りで足を踏み外し、2~3段落ちて左足首をひねり損傷、骨折した。	60	50 ~ 99
7	15~ 16	社屋から構内へ出る際に、建物横の出入口の階段で本人の不注意から躓き（歩く方向を見ていなかった）、バランスを崩して階段下へ頭部から転倒した。そのときに両手で身体を支えたため、左手甲を骨折した。	65	30 ~ 49
9	12~ 13	営業所の2階休憩室から階段を下りている際、全ての段を下りたと勘違いして1段見落としてしまい左足の着地を誤り受傷したものの。軽い捻挫と思い業務を継続し	46	30 ~

		たが、終業後も痛みが引かないため救急担当の病院を受診した。		49
12	8~9	営業所に乗務員が出勤し、1階事務所に挨拶をし、2階乗務員控室に行くため階段を上り、2階踊り場付近から転落し、頭を骨折した。	65	50 ~ 99
12	11~12	バスの運転席で待機中、お客様を出迎えるために降車しようとした際、バスのステップを左足にて踏み外し、内側に捻った状態で全体重がのる形となり転倒した。	46	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html